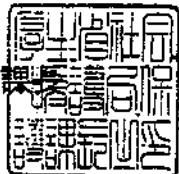


社援保第20号
平成12年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省社会・援護局保護課



介護保険の被保険者以外の者に係る要介護状態等の
審査判定の委託について

今般、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」(平成12年3月31日社援第825号。以下「介護扶助運営要領」という。)が発出されたところであるが、介護保険の被保険者以外の者(40歳以上65歳未満の者であって、医療保険未加入のため第2号被保険者となれない要保護者をいう。以下同じ。)に係る介護扶助の実施に当たり、自ら介護認定審査会を持たない都道府県の設置する郡部福祉事務所においては、介護扶助運営要領第4の2の(2)のイにより、介護保険の被保険者以外の者に係る要介護状態等に関する審査判定を町村等に委託する必要がある。

このため、別紙のとおり、委託契約書例を示すので、町村長等と委託契約を締結するに当たってこれを参考にされたい。

(福祉事務所長→町村長)

契約書例

生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定に関する契約書

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助の実施のため、○○福祉事務所長（以下「甲」という。）と○○町（村）長（以下「乙」という。）、○○町（村）長（以下「丙」という。）、○○町（村）長（以下「丁」という。）、○○町（村）長（以下「戊」という。）との間に、要保護者の要介護状態等の審査判定の委託に関して次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙、丙、丁、戊（以下「乙等」という。）は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、管内の要保護者の心身の状況に関する次の事項についての審査及び判定を乙等に委託するものとする。

一 要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（同条第3項に規定する特定疾病をいう。以下同じ。）によって生じたものであること。

二 要介護状態となるおそれがある状態（介護保険法第7条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態をいう。以下同じ。）に該当すること及びその要介護状態となるおそれのある状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（同条第3項に規定する特定疾病をいう。以下同じ。）によって生じたものであること。

三 有効期間（前各号のいずれかに該当する状態が継続すると見込まれる期間をいう。）

2 甲は、前項に規定する審査及び判定を乙等に委託するに当たっては、当該委託に係る要保護者に関する次の事項を乙等に通知するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 現に介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定又はこの契約に基づく審査判定を受けている場合には、その旨及び当該要介護認定等の有効期間満了の日

三 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

三 認定調査票（介護保険法の例により、当該委託に係る要保護者に面接し、その心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について調査した結果を記載した書面）

四 主治医の意見書

（ ）は、認定調査及び主治医の意見書収を委託しない場合

（受託者の義務）

第3条 乙等は、甲から委託があったときは、介護保険法の例により前条第1項に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を甲の定める期日までに甲に通知するものとする。

2 乙等は、必要があると認めるときは次に掲げる事項について、甲に通知するものとする。

一 当該委託に係る要保護者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止のために必要な療養に関する事項又は要介護状態となることを予防するために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項

二 居宅介護又は施設介護の適切かつ有効な利用等に関し当該委託に係る要保護者が留意すべき事項

(再委託の禁止)

第4条 乙等は、次項に定める場合の他、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙等は、必要がある場合には、前条の審査及び判定に必要な認定調査（介護保険法第27条第2項の例により、当該委託に係る要保護者に面接し、その心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について調査することをいう。以下同じ。）を指定居宅介護支援事業者又は指定介護保険施設（介護保険法第46条又は第48条に規定する指定居宅介護支援事業者又は指定介護保険施設をいう。以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）に限り再委託することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙等及びこの契約に基づき受託業務に従事する乙等の職員は、業務上知り得た当該委託に係る要保護者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、乙等が前条第2項の規定により認定調査を指定居宅介護支援事業者等に再委託する場合も当該再委託する事業者との委託契約において同様の措置を講じなければならない。

(認定調査の甲の立ち会い)

第6条 乙等は、当該委託に係る要保護者について認定調査を行うに当たり、甲に対し甲の職員が立ち会うことを求めることができる。

2 前項の規定は、第4条第2項の規定に基づき認定調査を指定居宅介護支援事業者等に再委託する場合も同様とする。

(規定違反について)

第7条 甲は、乙等に第1条から第5条までの規定違反があった場合には、第9条の規定にかかわらず、直ちに当該契約を解除できるものとする。

(委託料)

第8条 第1条に定める審査判定に要した費用は甲の負担とする。

2 甲は、当該委託に係る要保護者の審査及び判定一回につき、次に定めるところにより算定される額を乙等に支払うものとする。

委 託 料

円

〔 主 治 医 意 見 書 料 〕

円

〔 認 定 調 査 に 要 し た 費 用 〕

円

(自由解除の制限に関する規定)

第9条 この契約の当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行せず、事業進行に著しく支障を來し、又は来すおそれがあると認めるときは、3ヶ月の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(疑義の解決)

第10条 本契約に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲と乙等が協議して解決するものとする。

(契約期間)

第11条 この契約の有効期限は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(契約期間の自動更新)

第12条 この契約の有効期限の終了1ヶ月前までに契約当事者のいずれか一方より何らの意志表示もないときには、終期の翌日においてむこう1ヶ月順次契約を更新したものとみなす。

右契約の確実を証するため、本書〇通を作成し甲、乙、丙、丁及び戊署名捺印のうえ、甲及び乙等が各1通を所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

委託者 (甲) ○○福祉事務所長 氏 名 (印)

受託者 (乙) 町(村)長 氏 名 (印)

(丙) 町(村)長 氏 名 (印)

(丁) 町(村)長 氏 名 (印)

(戊) 町(村)長 氏 名 (印)

覚書例

- 1 甲は、契約書第2条第2項に規定する通知は、介護保険法に定める各種様式をもって行うこととする。
- 2 乙等は、契約書第3条の審査及び判定が終了したときは、介護保険法に準じた審査判定結果通知書を作成して甲に提出するものとする。
- 3 乙等は、契約書第2条第2項の通知を受領した日から〇〇日以内に甲に審査判定の結果を回答しなければならない。ただし、当該委託に係る要保護者の心身の状況の調査に日時を要する特別な理由がある場合には、当該委託のあった日から〇〇日以内に、甲に対し、当該審査判定の結果に係る回答に要する期間及びその理由を通知しなければならない。
- 4 甲は、乙等から契約書第8条による委託料の請求があったときは〇〇日以内に乙等に対して支払うものとする。

(別紙)

境界層該当証明書

住 所

氏 名 (年 月 日生)

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、平成
年 月 日付で、生活保護が（申請却下・廃止）となりましたが、最低生活費
を超える世帯の収入額は、下記のとおりであることを証明します。

最低生活費を超える収入額（月額） 円

平成 年 月 日

○○福祉事務所長 印